

放課後子ども教室における謝金の請求について

千葉市稲毛区内の放課後子ども教室の実行委員会で代表コーディネーターを行っていた者（以下、相手側）が、活動に参加した実績がない者を参加した者として市に報告し、本来受け取ることができない謝金を受け取っていたことが令和6年1月に発覚しました。

相手側に確認したところ不正を認めたため、交渉の結果、示談が成立しましたので、お知らせします。

今回の事案を踏まえ、委託事務体制の見直しなどを図り、再発防止に努めてまいります。

1 示談内容

(1) 返還金額

576,505円（うち、遅延損害金67,015円）

※令和元年度から令和4年度に相手側が「学習アドバイザー」への謝金として市へ請求した金額

(2) 示談とした理由

- ・請求していた謝金は、本来、市からの補助の対象となっていない放課後子ども教室の活動費用（ボランティアへの謝礼、教材費など活動に係る費用の不足分など）に充てられていた点
- ・本市の放課後子ども教室における運営上の体制不備（謝金支払い時において受領証等の挙証資料の提出を求めている、会計・監事を置くことを確認する仕組みがない等）が認められる点

2 経緯

令和6年 1月 相手側が活動に参加した実績のない者を参加した者として市に報告していた疑いが発覚。相手側に確認したところ、活動に参加した実績のない者の謝金相当額と認識した上で受け取り、謝金とは異なる費用に充てていたことを認める。

2月～9月 市にて相手側および関係者への聞き取りを実施

10月28日 示談が成立（示談金は市へ納付返還）

29日 相手側が返還金全額を市へ納付

3 再発防止策

- ・会計・監事を置くこと、また、会計・監事は会長および代表コーディネーターと兼務することができない旨を要綱に規定するとともに、実施計画書に会計・監事の担当者を記載することとした。
- ・各実行委員会で会計を報告し、その結果を市に報告させる旨を要綱に規定するとともに、新たに報告様式を定めた。
- ・実施報告書で学習アドバイザー等に謝金の受取意思を確認するとともに、新たに受取確認書の様式を定め、その提出を義務付ける旨を要綱で規定した。なお、受取確認書では受取者自身の署名を必須とした。

＜参考＞放課後子ども教室について

放課後の学校施設を活用し、地域住民や保護者の参画を得て、児童にさまざまな体験・活動の機会を提供する事業。地域住民や保護者などのボランティアで構成される「実行委員会」が学校ごとに設置され、市からの委託を受けて、児童に提供する体験・活動の企画・運営を実施している。「実行委員会」の構成員である「コーディネーター」や「学習アドバイザー」等が活動に参加した場合は、謝金を支払うことができることとなっており、実績に応じて謝金を市に請求している。